

令和3年第4回国東市議会定例会 提出議案

承認 第15号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市一般会計補正予算第6号)	P 1
承認 第16号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市一般会計補正予算第7号)	P 3
議案 第65号	令和3年度国東市一般会計補正予算(第8号)	P 5
議案 第66号	令和3年度国東市水道事業特別会計補正予算(第2号)	P 6
議案 第67号	令和3年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第4号)	P 7
議案 第68号	第2次国東市総合計画後期基本計画の延長改訂について	P 8
議案 第69号	国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について	P 9
議案 第70号	国東市国民健康保険条例の一部改正について	P 11
議案 第71号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 12
議案 第72号	国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 15
議案 第73号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市ケーブルテレビ施設)	P 16
議案 第74号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」)	P 17
議案 第75号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市国見ふるさと展示館)	P 18
議案 第76号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市梅園の里)	P 19
議案 第77号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市物産館)	P 20
議案 第78号	指定管理者の指定について(対象施設:いこいの村国東)	P 21
議案 第79号	大分市と国東市との消防指令業務に係る事務の委託に関する規約について	P 22

議案 第 80 号	国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託 に関する規約の変更について	P 2 4
--------------	--	-------

承認 2 件

議案 1 6 件

計 1 8 件

承認第 15 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市一般会計補正  
予算第 6 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和3年度国東市一般会計補正予算第6号について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月11日

国東市長 三 河 明 史

承認第 16 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市一般会計補正  
予算第 7 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和3年度国東市一般会計補正予算第7号について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月5日

国東市長 三 河 明 史

議案第 65 号

令和 3 年度国東市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度国東市一般会計補正予算（第 8 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 66 号

令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 67 号

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 68 号

第 2 次国東市総合計画後期基本計画の延長改訂について

第 2 次国東市総合計画後期基本計画を別紙のとおり延長改訂したいので、国東市議会基本条例（平成 25 年国東市条例第 23 号）第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が大幅に変化したことから、第 3 次国東市総合計画の策定にあたり、計画期間の開始時期を令和 4 年度から令和 5 年度に変更して、コロナ禍の状況と影響についてその推移等を分析する必要がある。そのため、総合計画に基づく市政運営の継続性を担保するには、現総合計画を 1 年延長改訂する必要があるため提出する。

議案第 69 号

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例

(設置)

第 1 条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大分県が創設した新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資を受けた市内の事業者に対して、市が実施する当該融資における利子補給事業に必要な財源を充てるため、国東市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第 2 条 基金の原資は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金その他の原資をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する設置目的を達成するため、基金の全部又は一部を

処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給事業に地方創生臨時交付金を活用するため、本条例を制定する必要があるので提出する。

## 議案第 70 号

### 国東市国民健康保険条例の一部改正について

国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険条例(平成 18 年国東市条例第 150 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「40 万 4,000 円」を「40 万 8,000 円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国東市国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由 令和 4 年 1 月 1 日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が 1.6 万円から 1.2 万円に引き下げられるが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について 42 万円を維持するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 71 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」を「第62条・第63条」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改める。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第63条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)

を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とある

のは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正により、特定教育・保育施設等が記録、作成等をするもののうち、書面で行うことが規定されているものについて、電磁的記録による対応が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 72 号

### 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 49 条」を「第 49 条・第 50 条」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(電磁的記録)

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)の改正により、家庭的保育事業者等及びその職員が記録、作成等をするもののうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、電磁的記録による対応が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 73 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市ケーブルテレビ施設)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市ケーブルテレビ施設
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
大分市松ヶ丘三丁目 1 番 12 号  
大分ケーブルテレコム株式会社  
代表取締役 荒木 節夫
3. 指定管理者に指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市ケーブルテレビ施設の指定管理者として、「大分ケーブルテレコム株式会社」を指定したいので提出する。

議案第 74 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 2712 番の 1 番地  
有限会社 夢咲茶屋  
代表取締役 萱島 千代美
3. 指定管理者に指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」の指定管理者として、「有限会社 夢咲茶屋」を指定したいので提出する。

## 議案第 75 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市国見ふるさと展示館)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市国見ふるさと展示館
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国見町岐部 540 番地  
岐部ふるさと興す会  
代表 有永 洋明
3. 指定管理者に指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国見ふるさと展示館の指定管理者として、「岐部ふるさと興す会」を指定したいので提出する。

議案第 76 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市梅園の里)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市梅園の里
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 4005 番地  
株式会社 K・S ロンド  
代表取締役 竹内 孝夫
3. 指定管理者に指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市梅園の里の指定管理者として、「株式会社 K・S ロンド」を指定したいので提出する。

## 議案第 77 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市物産館)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市物産館
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 2662 番地の 1  
有限会社 くにさき街づくり会社  
代表取締役 定宗 壮平
3. 指定管理者に指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市物産館の指定管理者として、「有限会社 くにさき街づくり会社」を指定したいので提出する。

議案第 78 号

指定管理者の指定について(対象施設：いこいの村国東)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
いこいの村国東
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 4005 番地  
株式会社 K・S ロンド  
代表取締役 竹内 孝夫
3. 指定管理者に指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 いこいの村国東の指定管理者として、「株式会社 K・S ロンド」を指定したいので提出する。

## 議案第 79 号

### 大分市と国東市との消防指令業務に係る事務の委託に関する規約 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、大分市と国東市との消防指令業務に係る事務の委託に関する規約を次のように定めることについて協議したいので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 大分市と国東市との消防指令業務に係る事務の委託に関する規約

#### （目的）

第 1 条 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と国東市（以下「乙」という。）との消防指令業務（災害通報の受付、災害発生地点及び災害種別の決定、消防隊等の編成及び出動指令、消防通信の統制並びに災害情報及び災害活動の支援に必要な情報の収集及び伝達並びにこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （委託事務の範囲）

第 2 条 乙は、消防指令業務に係る事務の管理及び執行を甲に委託する。

#### （管理及び執行の方法）

第 3 条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

#### （経費の負担）

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 経費の額及び納付の時期は、甲の長が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の長は、あらかじめ、経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

#### （予算の執行）

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、甲の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務の管理及び執行に関する部分を乙の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、乙の長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長が必要と認める場合又は乙の長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(通信手段が損なわれた場合の対応)

第10条 委託事務の管理及び執行に必要な通信手段が損なわれた場合は、この規約の規定にかかわらず、乙においてその管理及び執行を行うものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

## 附 則

1 この規約は、令和6年4月1日から起算して1年を超えない範囲内において甲の長と乙の長が協議して定める日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用される旨を公表するものとする。

提案理由 消防指令業務に係る事務を大分市に委託するにあたり、議会の議決が必要であるため提出する。

## 議案第 80 号

国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約を次のように変更することについて協議したいので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約（平成 18 年国東市告示第 26 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「消防団及び水利施設に関する事務」の次に、「並びに消防指令業務（災害通報の受付、災害発生地点及び災害種別の決定、消防隊等の編成及び出動指令、消防通信の統制並びに災害情報及び災害活動の支援に必要な情報の収集及び伝達並びにこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る事務」を加える。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（おおいた消防指令センターの通信手段が損なわれた場合の対応）

第 11 条 おおいた消防指令センターの消防指令業務に係る事務に必要な通信手段が損なわれた場合は、第 2 条の規定にかかわらず、当該事務の管理及び執行を甲に委託する。

附 則

この規約は、大分市と国東市との事務の委託の規約の施行日から施行する。

提案理由 大分市と国東市及び姫島村との消防指令業務に係る事務の委託に伴い、本規約の一部を変更する必要があるので提出する。